

コマツの行動基準



第11版

社長メッセージ

コマツグループの経営の基本は、「品質と信頼性」を追求し、企業価値を最大化することです。「企業価値」とは、我々を取り巻く社会と全てのステークホルダーからの信頼度の総和であると考えています。

近年、ますます多くのステークホルダーが、グローバル企業としての当社の健全で持続的な成長のみならず、事業活動や製品、サービスが環境（E）や社会（S）に及ぼす影響にも配慮して持続可能な社会の発展に積極的に貢献することを期待しています。コマツグループは、この期待に応えることを企業が果たすべき社会的責任と考え、本業を通じた ESG 課題解決の実現により持続可能な社会の発展に貢献し、その ESG 課題解決と収益向上の好循環によりコマツグループの持続的成長を目指しています。「コマツの行動基準」の第 1 部では、主に、そうした社会的責任を果たすためにコマツグループが遵守すべき企業行動の指針を示しています。

また、コマツグループが社会からの信頼に応え続けるためには、社員一人ひとりが関係法令および社会で一般に尊重されているルールを遵守して、誠実かつ倫理的に行動することが求められます。「コマツの行動基準」の第 2 部では、広範囲にわたるビジネス社会のルールのうち、世界のどこにおいても守るべき基本的なルールを事例も交えて列挙し、私を含むコマツグループの社員全員が従うべき行動準則を示しています。

上述のとおり、「コマツの行動基準」は守るべきルールの全てを網羅するものではありません。また国や地域によって詳細なルールには差がある場合があります。具体的な問題に対処する場合には、この「コマツの行動基準」に示された基本的な方針や考え方に基づいて、各部門・各社の経営責任者や管理職を含む社員一人ひとりが、現場・現物・現実に即したルールを確認し、共に問題解決に取り組むことが必要となります。

また、ビジネス社会のルールを遵守するうえでの心得として、社員の皆さんに「S（安全）、L（コンプライアンス）、Q（品質）、D（納期）、C（コスト）」の優先順位で判断し、安全・健康・コンプライアンスを全てに優先して考えるようお願いしています。さらに、「コンプライアンス 5 原則」では、ビジネス社会のルールを守るための基本動作を示しており、特に不正やミスを繕ったり隠したりすることを固く禁じています。

社員の皆さんが、社会的責任およびコンプライアンスに関する上述の趣旨を理解し、「コマツの行動基準」に則して行動し、社会からますます信頼される企業となることを目指しましょう。

2021 年 4 月 1 日

コマツ社長 兼 CEO

小川 啓之

コンプライアンス5原則

「コンプライアンス5原則」（以下「5原則」）は、コマツグループの企業とその全ての社員等が守るべきコンプライアンス上の基本動作を、短い言葉でまとめたものです。日々「5原則」を確認し、「5原則」に従って行動することを心がけてください。

コンプライアンス5原則

信頼に
応える



1. どんな状況であっても、ルールを遵守し、社会からの信頼に応えなければならない。

ルールを
確認する



2. ルールを知らないことは、言い訳にならない。分からないことは、自分で調べ、重要なことは専門家にも問い合わせなければならない。

直ちに
報告する



3. 不正やミスは、直ちに関係部門に報告し、繕ったり、隠したりしてはならない。

再発を
防止する



4. 不正やミスは、速やかに是正するとともに、有効な再発防止策をとらなければならない。

通報者を
保護する



5. 報告や通報を妨げたり、報告・通報を理由に不利益な取扱いをしてはならない。
(会社として、報告・通報したことを理由として不利益な取扱いをしないことを確約します。)

社会から真に信頼される企業を目指し、SLQDCの優先順位と上記の原則を遵守するようお願いします。
マネジメントを含めた社員一人ひとりが、現場・現物・現実を直視し、共に問題解決に取り組みましょう。

それぞれの原則について、以下のとおり説明します。

1. どんな状況であっても、ルールを遵守し、社会からの信頼に応えなければならない。

企業およびその社員は、法令および社会一般に尊重されているルールを遵守し、誠実かつ倫理的に行動することが期待されています。ルール^(*)を守らなければ、社会からの信頼を失います。上司からの指示であっても、お客さまからの要求であっても、ルール違反を正当化する理由にはなりません。

(*)「コマツの行動基準」では、企業およびその社員が遵守することが一般的に期待されている法令、規制、規格、社会規範を「ビジネス社会のルール」あるいは「ルール」としています。

2. ルールを知らないことは、言い訳にならない。分からないことは、自分で調べ、重要なことは専門家にも問い合わせなければならない。

企業および社員が守らなくてはならないルールは沢山あります。しかし、ルールを知らなかったことは決して違反を容認する理由にはなりません。むしろ、ルールを知らなかったこと自体も

非難の対象となります。したがって、社員一人ひとりが、自らの業務に関連するルールについてはその変更も見落とさずに、熟知するよう努めなくてはなりません。

特に、違反すると重大な悪影響を及ぼす法令、規制、規格については、その内容および変更を正しく理解し、それらを遵守するために、社内外の専門家に適宜に確認することが必要です。

3. 不正やミスは、直ちに関係部門に報告し、繕ったり、隠したりしてはならない。

世間の厳しい非難を浴び社会問題化する企業不祥事の多くで、不正やミスを「繕ったり、隠したり」した企業の姿勢やガバナンスが問題視され、より深刻なダメージを企業のレピュテーション（評判）に与える結果となっています。

不正やミスのようなバッドニュースを報告することは、勇気のいることです。しかし、「繕ったり、隠したり」するその場しのぎの対応は、その後に必ず発覚します。不正やミスは、絶対に「繕ったり、隠したり」してはなりません。

4. 不正やミスは、速やかに是正するとともに、有効な再発防止策をとらなければならない。

不正やミスがあった場合、まず、これを素早く是正し違反および悪影響の拡大を直ちに防止することが大切です。再発防止策については、その場限りのものではなく、源流に遡り、真の原因に対する効果的な恒久対策でなくてはなりません。

例えば、会社の倉庫から火が出ているのを見つけたら、直ちに119番通報した後は、初期消火活動に全力を尽くすことが求められます。鎮火後は、十分な検証を行って出火原因を突き止め、その原因を確実に取り除かなければ、火事の再発は防げません。

ただ「火の用心」と書いた紙を貼るだけで再び火事を起したら、そのときは激しい非難の対象となり、社会からの信頼は大きく失われてしまいます。

5. 報告や通報を妨げたり、報告・通報を理由に不利益な取扱いをしてはならない。

会社が社会からの信頼に応えていくためには、会社の不備を自ら探し出し、直していかなければなりません。この「自浄機能」を発揮するためのツールとして、上司への報告というルートや監査という方法に加えて内部通報制度があります。

これらの仕組みを有効に働かせるためには、会社にとって有益な情報を報告・通報しようとする社員に対し、妨害するようなことをしてはなりません。正直者が損をするようでは、会社の自浄機能の向上は望めません。同様に、誰が通報したのかを詮索することもしてはなりません。

コマツグループは通報者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いをしないことを確約しています。

目次

第1部 企業行動の指針

1. ステークホルダーとの関係	6
(1)お客さま	
(2)株主および投資家	
(3)代理店・協力企業	
(4)地域社会	
2. 誠実で公正な事業活動	8
(1)公正かつ自由な競争	
(2)腐敗防止：国内外の政府機関・公務員等との関係	
(3)適正な輸出管理	
(4)反社会的勢力等への対応	
(5)情報の保護・管理	
(6)取引慣行との関係	
3. 人権の尊重	10
4. 会社と社員の関係	12
(1)人事方針	
(2)安全衛生方針	
5. 地球環境への取り組み	14
6. 情報開示	16
(1)社内外への適正な情報開示	
(2)適正な財務報告	
(3)インサイダー取引の防止	
7. 内部統制システムおよびコンプライアンス体制	16
(1)内部統制システム	
(2)コンプライアンス体制	

第2部 社員が守るべきルール

1. 誠実で適正な業務遂行	18
(1)不正行為(会社資産を損なう行為) (2)お客さま・サプライヤー・代理店等との癒着 (3)贈り物 (4)政治献金 (5)文書・記録の保存	
2. 利益相反	21
3. 独占禁止法の遵守と公正な競争	22
(1)独占禁止法の遵守 (2)知的財産権の尊重	
4. 腐敗防止	24
(1)公務員との関係 (2)外国公務員への贈賄防止	
5. 輸出管理	25
6. 営業秘密・機密情報	26
7. 電子コミュニケーションツール	26
8. 雇用機会の平等・差別禁止	27
9. ハラスメント	27
10. 社員のプライバシー	28
11. 安全と健康	28
12. 製品の安全性と信頼性	29
13. 環境	30
14. 情報開示	31
15. 内部統制システム	32
(1)内部統制システムの実践・遵守 (2)社内外の監査への協力	
16. 適正な財務報告	32
17. インサイダー取引の禁止	33

附 則

A. 罰則	34
B. コンプライアンス・ホットライン	34
C. 誓約書	35
D. 改訂	35
E. 労働協約等との関係	35

※本文中に記載している事例は、個々の項目について何が問題となるかを考えるきっかけとしていただくためのものです。必ずしも唯一の正解が本文中にあるものではありません。

第1部 企業行動の指針

第1部「企業行動の指針」には、コマツグループの事業活動や製品、サービスが経済、社会、環境面で持続可能な社会の発展に及ぼす影響にも配慮した、責任ある企業行動の指針を示しています。コマツグループの全ての組織および社員は、この指針に沿って事業活動を行い、行動することが求められます。

1. ステークホルダーとの関係

事業活動に影響を受ける人々を「ステークホルダー」と総称する。ステークホルダーには、お客さま、株主および投資家、代理店、協力企業、地域社会ならびに社員が含まれる。ステークホルダーはコマツグループの持続的な発展と事業活動を通じた社会課題の解決に共に取り組む良きパートナーであるとの認識に立ち、長期的な信頼関係の形成・維持に努める。

(1) お客さま

お客さまは、コマツグループの事業にとって最も大切なステークホルダーである。コマツグループは、常にお客さまの視点に立ってその課題を考え、お客さまの必要とする情報を提供するとともにその声を誠実に受け止めて、環境に配慮した、安全で創造的な、優れた品質の商品・サービスとシステムを通じて、ソリューションを提供することに努める。

(2) 株主および投資家

コマツグループは、短期的な利益を求めることなく、長期的な観点に立って、企業の社会的責任を果たし、安定した経営を行い、業績を持続的に伸長させることにより、株主および投資家の期待に応えていく。

(3) 代理店・協力企業

代理店および協力企業は、コマツグループの重要なパートナーであり、透明かつ公正で相互信頼に基づく長期に安定した関係の確立に努める。

コマツグループの商品・サービスをお客さまに提供する代理店には、コマツブランドへの信頼が損なわれないよう「コマツの行動基準」に沿って、責任ある企業行動をとることを求める。

協力企業には、「コマツの行動基準」に基づいて定めた「CSR 調達ガイドライン」を通じて、サプライチェーンにおける責任ある調達活動を推進するよう働きかける。

代理店および協力企業の選定は、その経営やビジネス社会のルール遵守の状況等、ビジネス上の客観的な判断に従って行う。

(4) 地域社会

コマツグループは、緊密なコミュニケーションを通じて、地域社会との利益の調和を図り、良き企業市民として地域に貢献する最も開かれた企業を目指す。

その一環として、本業を通じて社会的責任を果たすことに加え、継続して世界各地における社会貢献活動に積極的に取り組むこととする。

社会貢献に関する基本的な考え方（目的および社会貢献5原則）は次のとおりである。

目的：「コマツグループとその社員は、地域社会の一員としての役割を認識して、社会に貢献する。」

社会貢献5原則：

- 継続性のあること
- 公益性のあること
- 自主的に選んだものであること
- 社員の納得性のあること
- 広告宣伝を意図したものでないこと

なお、ボランティア活動は、社員が主体的に判断し参加するものであるが、コマツグループは、社員のボランティア活動に敬意を表し、各種制度を整備して、その自主的な活動を支援する。

2. 誠実で公正な事業活動

(1) 公正かつ自由な競争

コマツグループは、市場における公正かつ自由な競争の重要性を認識し、独占の禁止、公正な競争、公正な取引に関する法令および規則を遵守する。特に、以下の事項を遵守するよう体制を整え、徹底を図る。

- a. 談合や価格・生産・販売地域等に関するカルテル、その他の自由な競争を制限する行為を行わない。
- b. 第三者の営業秘密を不正な方法で入手・利用することは行わない。
- c. 第三者の知的財産権を侵害すること、他者の知的財産を無断で使用することは行わない。
- d. 調達、販売、物流、その他のバリューチェーンに係るパートナーと公正な立場で接し、誠実な取引を行う。有利な立場を利用して不当な不利益や制約を課したり、各国・各地域の法令に違反して販売価格を指示することはしない。
- e. 製品・サービスの品質、性能、仕様などを適正に表示し誤解を招く表現をしない。

(2) 腐敗防止：国内外の政府機関・公務員等との関係

コマツグループは、腐敗行為の防止に関する国際的な規範や各国関係法令を遵守し、健全で透明な各国政府機関・公務員等との関係を維持する。また、取引先、代理店、代理人その他第三者に対しても、これに従って行動することを求める。

(3) 適正な輸出管理

コマツグループは、国際的な平和と安全の維持を目的とする安全保障輸出管理を適切に実施する。その原則の下、コマツグループは、商品の輸出および技術の提供等の取引が、大量破壊兵器および通常兵器の開発・製造・使用・貯蔵、テロリズムの支援、その他世界平和に脅威を与える目的に利用されることのないよう、輸出管理に関する各国・地域の法令・規則、コマツの方針および社内規則を遵守するものとする。

(4) 反社会的勢力等への対応

コマツグループは、暴力、脅迫と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、その他の組織的犯罪集団との一切の関係を遮断し、いかなる要求に対しても毅然とした態度で臨む。

また、犯罪収益の洗浄（マネーロンダリング）に係る関係法令を遵守し、一切関与しない。

(5) 情報の保護・管理

個人や取引先等から提供された情報、自社の情報いずれに対しても、漏洩・改ざん・紛失・滅失の防止やシステム障害対策を講じる等、適正な管理を行う。

a. サイバーセキュリティ

サイバー攻撃、ハッキング、その他のサイバーリスクへの適切な対策を講じる。

b. 個人情報

個人情報の取得、管理、利用、提供および廃棄においては、関係法令に従って適切に行う。

c. データ改ざん

安全性や性能、品質、試験等に関するデータ、その他の情報の改ざんや虚偽の報告を行わない。

(6) 取引慣行との関係

それぞれの国と地域の独自の取引慣行を尊重するとともに、ビジネスを公正に行うという観点を優先し、不適切と考えられるものについてはこれに従わない。取引慣行が法令・規則に抵触する場合は、法令・規則を優先させなければならない。

3. 人権の尊重

コマツグループは、ESG 課題解決を実現するために、その影響の及ぶ範囲内で、国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重するとともに、人権侵害には加担しない。

コマツは、「人権に関する方針」を制定し、国際規範に基づいた人権対応を進めることを宣言している。この方針の下、人権を尊重する活動を徹底して推進する。

【人権に関する方針】

(1) 人権の尊重

コマツは、経営層を含めたコマツグループのすべての役職員が、永続的に継承すべき価値観を「コマツウェイ」として明文化しています。「コマツウェイ」を実現するためには、社会の期待に応える責任ある行動が必要です。

コマツは、人権尊重を社内に定着させることが必須であると考え、本方針をコマツのグローバルな組織全体に適用し、事業を行います。

本方針は、世界人権宣言において示される国際的な人権原則に基づき策定しています。その理念に共鳴しつつ事業活動を推進するとともに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」やILO 中核的労働基準に則り、人権（児童労働・強制労働・過重労働の禁止、結社の自由、団体交渉権、差別・ハラスメントの禁止、最低賃金、労働安全衛生など）を尊重した活動を推進することを誓います。

また、コマツグループは、事業活動を行うすべての国の法令を遵守します。国内法の他、確立された国際人権規範が存在する場合には、より高い基準に従い、矛盾する場合には、可能な限り国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

(2) ステークホルダーとの連携

コマツは、事業活動に影響を受ける人々を「ステークホルダー」と総称しています。ステークホルダーには、お客さま、株主および投資家、代理店、協力企業、地域社会ならびに社員が含まれています。

コマツは、人権問題については、社外の有識者に相談するとともに、社内外のステークホルダーとの対話や議論を尊重しつつ、人権に関する問題を理解します。コマツは、本方針に基づく人権に関する活動について、コマツの報告書やウェブサイトなどを通じて、定期的に公表・周知することを図ります。

(3) 地域社会

地域社会の人々との調和なしに、企業の存続はありません。コマツグループは、緊密なコミュニケーションを通じて、地域社会との利益の調和を図り、良き企業市民として地域に貢献する最も開かれた企業を目指します。

(4) 人権問題（評価とデューディリジェンス）

人権擁護の主要原則を適用するために、社外の専門家の協力を得て、世界中の建設・鉱山機械、林業機械のすべての新規・既存事業について人権リスクアセスメントを実施しています。このリスクアセスメントに加え、協力企業の皆さまに対しては、CSR 調達に関するアセスメントを実施し、評価結果を踏まえた改善活動を通して、CSR 調達の促進を図っていきたくと考えています。

(5) 社員、販売代理店、取引先への指導

本方針の実効性を確保するため、コマツグループの社員に対し、適切な教育・啓発活動を行います。また、販売代理店および取引先に対しても、事業活動の中で本方針に従うよう期待します。

(6) 救済

コマツは、本社に、人権問題についての違反についても報告可能な「グローバル・コンプライアンス・ホットライン」を設置・維持し、コマツグループ全社員に周知しています。本方針と、本人の勤務地の法律、慣習および慣行との間に矛盾が生じたと考える社員、本方針に疑問がある社員、または本方針に違反する可能性があると報告したいと考える社員は、ホットラインにこれらの疑問および懸念を匿名でも提起することができます。また、全社員向けのホットラインのほか、人権に関する方針・法令に違反し、または違反したと思われる事実を知った場合は、誰もが匿名で「<https://home.komatsu.jp/inquiry/>」または「03-5561-4711」までその内容を連絡することができます。

4. 会社と社員の関係

社員は、会社の事業推進を担う重要な力であり、コマツグループのかけがえのない財産である。

コマツグループは、社員とのコミュニケーションを密にし、社員が安心して働ける安全で健康的な職場作りに努める。また、教育・研修を通じて社員個人が主体的にその能力を高め、それぞれが働きがいと誇りを持つとともに、その能力を十分に発揮するキャリア形成の場を提供する。

(1) 人事方針

人事制度はそれぞれの地域の歴史、文化を反映したものであり、その制度の違いを正しく理解し、認識しなければならない。

コマツグループ各社は、以下の基本方針に基づき、各地域の事情を反映した、その地域に相応しい人事制度を構築する。

【グローバルな人事方針】

- a. 社員を個人として、その人権とともに個性、人格、プライバシーを尊重する。
- b. 社員一人ひとりを公正に評価し、雇用機会の均等を含め公平に取り扱うとともに、多様性を尊重する。国籍、人種、民族、肌の色、性別、性的指向、性自認、年齢、宗教、先祖、障がいの有無、婚姻の状態等を理由とした不当な差別は、絶対に行わない。※
- c. 社員の心身の健康およびワークライフバランスに配慮し、充実した業務遂行ができる環境作りに努める。
- d. 働きやすい職場環境を阻害する不当な言動は、これを許さない。特に役員および社員は、様々なハラスメント（職場内外でのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等）を行ってはならない。
- e. 諸制度の設計および運用は社員に納得性のあるものとする。また、制度は正しく社員に伝え、可能な限りオープンなものとする。
- f. それぞれの地域で、労働者の権利に関する法令を遵守するとともに、社員個人またはその代表者との対話・協議にあたっては、これに誠実に対応する。
- g. 児童労働・強制労働は絶対に行わない。
- h. それぞれの地域で、競争力のある労働条件を設定する。

※ 懲戒事由として、「人権を侵害する行為（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等を含む）」を規定

上記の基本方針に反する状況や行為が見られた場合には、コマツグループは、直ちに調査のうえ、必要な対応を行う。

(2) 安全衛生方針

コマツグループ各社は、社員が安全で、安心して働くことのできる職場環境の実現に向けて、次の方針に則り、経営責任者と社員が一致協力して、安全衛生・健康管理活動を推進する。

【安全衛生方針】

- a. 労働安全衛生に関する法令や社内規定、グループ共通の安全衛生重点項目および各事業場で労使協議のうえ決めた事項を遵守する。
- b. 安全衛生方針に基づいた目標を定め、その達成状況の把握と見直しを行い、安全衛生活動の継続的な改善・向上に取組む。
- c. 労使協力して、全員参加の安全衛生活動を推進するとともに、ステークホルダーとも良好なコミュニケーションを図る。
- d. 安全と健康確保のため職場の労働安全衛生上のリスクを特定・評価し、その結果に基づき適切に対応する。
- e. 社員の健康管理を積極的に推進し、さらに社員自らが行う健康保持増進の取り組みを支援する。
- f. 社員の安全衛生活動に必要な教育訓練および資格取得を積極的に推進し、安全に業務を遂行できる人材の育成を図る。
- g. 事業活動を通じて蓄積した安全衛生活動に関する知識・情報は、個人情報に配慮し、社会全体の安全と健康確保のために提供する。

また、テロ行為、紛争・暴動、自然災害、重大な感染症の拡大等、社員の生命・身体を危険にさらす事態が発生する可能性に絶えず気を配り、万一発生した場合にも、その被害が最小限に食い止められるよう、日頃から人的セキュリティの充実に努めなければならない。

5. 地球環境への取り組み

コマツグループは、提供する商品が、豊かで快適な生活を実現するために貢献している一方で、その生産、使用、廃棄の過程において環境への負荷を与えていることを認識し、その軽減に主体的に取り組まなければならない。

コマツは、「地球環境基本方針」の下、環境活動を経営の最優先課題の一つと位置付け、環境保全活動を徹底して推進する。

【地球環境基本方針】

－ 基本理念 －

(1) 持続可能な発展への貢献

人類は、豊かで快適な社会を発展させるとともに、かけがえのない地球環境を健全な状態で次の世代に引き継いでいかななくてはなりません。私たちコマツは、環境保全活動を経営の最優先課題の一つとして位置付け、あらゆる事業活動において、先進の技術をもって環境保全に取り組み、製品のハイブリッド化によるCO₂削減やモノ作りによって持続可能な発展に貢献します。

(2) エコロジーとエコノミーの両立

私たちコマツは、エコロジー（環境に優しい）とエコノミー（経済性に優れている）の両立を追求し、お客さまに満足いただける優れたモノ作りを行います。商品の生産から廃棄までのライフサイクル全体の環境負荷が最小限になるように努めるとともに、燃費の改善やリサイクル可能率の向上など、経済性にも優れた商品を提供するために、常に技術革新に取り組みます。

(3) 企業の社会的責任

私たちコマツは、それぞれの事業所の立地している地域の法令の遵守はもとより、地球環境および各地域の環境課題を踏まえた自主基準を制定して環境保全を推進します。また、各地域の環境保全活動に積極的に参加し、地域社会との緊密なコミュニケーションを図ることによって、企業の社会的責任を果たすとともにコマツを取り巻くあらゆる関係者（ステークホルダー）から信頼される企業をめざします。

－ 行動指針 －

(1) 地球環境問題への基本姿勢

私たちコマツは、事業活動が地域および地球規模の環境問題と深く関わりがあることを認識し、以下の重点4分野の環境問題について次の基本姿勢で臨みます。

1) 気候変動への取り組み

研究・開発から調達・生産・物流、さらには販売・サービスまでのすべての事業活動ならびに商品・サービスの全ライフサイクルで使用されるエネルギーおよび排出する温室効果ガスを削減します。

2) 循環型社会構築への取り組み

事業プロセスを通じて、材料・水などの地球資源の投入量を極力削減し、それらの循環を可能な限り推進し、生産活動におけるゼロエミッションをグローバルに展開するとともに、協力企業・販売会社などすべての事業領域での廃棄物管理の徹底を図ります。

また、商品廃棄時のリサイクル可能率の向上にも継続的に取り組みます。

3) 大気・水環境などの保全および化学物質管理

水質保全、大気汚染防止、騒音振動防止などについて、地域の法令はもとより自ら制定した基準も含め遵守します。

また、事業活動の中で使用する化学物質の確実な管理を行うとともに、有害な可能性のある化学物質は継続的に削減・代替に努め、可能な限り使用を中止します。

4) 生物多様性

生物多様性を地球環境の一つの重要課題と認識し、事業領域全体で生物多様性への影響を評価・把握・分析し、影響・効果の高い施策から優先して取り組みます。

(2) 環境管理体制の構築

コマツ本社・生産事業所および主要な関係会社は環境 ISO の認証を取得し、環境管理体制の維持・向上をめざし、その他の事業所・協力企業も環境管理体制を整備し、グループ全体での環境負荷低減に取り組みます。

「コマツ地球環境委員会」では、コマツグループの環境行動計画および環境に関するガイドラインを策定します。これに基づき、グループ各社・各事業所はそれぞれの中長期目標を設定し、具体的な行動計画を策定・推進するとともに定期的にレビューを行い、継続的な改善に取り組みます。

(3) 環境教育および環境コミュニケーション

私たちコマツは、一人ひとりの環境意識の向上が大事であると考え、全従業員への環境教育・啓発活動を積極的に推進します。

環境情報について、生産事業所だけでなく、主要関係会社・協力企業などの環境関連情報も収集し、事業活動全体の情報公開に努め、お客さま、従業員、地域社会、協力企業など、コマツを取り巻くすべてのステークホルダーとの積極的な対話を深め、環境コミュニケーションをより充実させます。

コマツグループは、上記の基本方針に従い、それぞれの事業活動のあらゆる過程で環境保全活動を推進する。

6. 情報開示

(1) 社内外への適正な情報開示

コマツグループは、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して、法令・契約等による守秘の対象や企業秘密にあたる場合を除き経営全般にわたる情報の公開を積極的にいき、問い合わせに対しては公平性に留意しつつ、適切かつ迅速に対応する。勤務地域に関わらず全社員に対しても、同様に、情報の開示を積極的に行う。

一方で、コマツグループは、会社からの不適切な情報発信を防ぐとともに、個人によるソーシャル・メディア等の不適切な利用によって、コマツグループに対する誤解が生じたり、その信用が毀損されることを防止するため、ガイドラインを定めて、社員等に周知徹底する。

(2) 適正な財務報告

コマツグループ各社は、自社における財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを整備しなければならない。また、関係法令、適用される会計基準および社内規則に従い、経理・会計・税務に関する記録および報告を適時かつ適正に行い、各国・各地域において税務関係法令に従い、適正に納税義務を果たさなければならない。

コマツグループ各社の代表者および CFO は、毎年の自社の財務報告が関係法令および適用される会計基準に照らし適正であることをコマツの社長および CFO に誓約する義務を負う。また、財務報告の信頼性に重要な弱点または欠陥がある場合には、コマツに報告する義務を負う。

(3) インサイダー取引の防止

コマツグループは、公表されていない社内外の情報に基づき、インサイダー取引またはその疑いのある取引が行われないう、体制を整え、徹底を図る。

7. 内部統制システムおよびコンプライアンス体制

(1) 内部統制システム

コマツグループは、適切なコーポレートガバナンスを保証するため、会社法その他の関係法令に基づき内部統制システムの確立と維持に努める。特に、(i) 透明性があり、健全で効率的な経営の維持向上、(ii) グループワイドでのビジネス社会のルール遵守、および (iii) 監査を含めた適切なリスク管理等の推進を図るものとする。

(2) コンプライアンス体制

a. コンプライアンス委員会

コマツ本社に「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンスに関連する問題の審議・解決に当たる。コンプライアンス委員会の委員長はコマツの社長とし、事務局として「コンプライアンス室」を設置する。

コンプライアンス委員会は次の役割を果たす。

- 1) ビジネス社会のルール遵守に関する方針の決定
- 2) コマツグループのコンプライアンス体制の構築と向上
- 3) ビジネス社会のルール遵守に関する方針のコマツグループ各社および社員への周知徹底ならびに教育・啓蒙
- 4) 内部通報制度を含むコンプライアンス活動の監督
- 5) ビジネス社会のルールに違反する個別問題への対応と再発防止

b. コンプライアンス担当役員

コマツ本社にコンプライアンス担当役員を任命し、コマツグループのビジネス社会のルール遵守に関わる責任者であることを内外に明確にする。

c. 内部通報体制の整備

ビジネス社会のルールの違反またはその疑いがある場合、これに関する相談、通報を受け付け、速やかに事実関係を調査して適切な対応を行うために、コマツ本社に常設の「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。

コンプライアンス・ホットラインに相談、通報を行ったコマツグループの社員については、不正な目的による場合を除き、相談、通報を理由としていかなる不利益も受けないことを保証する。

d. コマツグループ各社の体制の充実

コマツグループ各社は、それぞれのトップが率先して、自社におけるコンプライアンス体制を構築し、責任の所在を明確にして、社内に周知する。その際には、コマツ本社と緊密な連携をとりながら、上記 a から c に準じた体制を整えるとともに、各種のコンプライアンス関連規定を整備する。

内部通報体制の整備にあたっては、全ての社員等がその母国語で相談、通報ができる窓口を整備し、明確な手続きが書面で周知され、かつ通報の的確な処理が可能な人的リソースを配置するよう、コマツグループ各社が相互に協力する。

コマツグループ各社は、「コマツの行動基準」に実質的に抵触しない範囲内で、自国のビジネスルールおよび自社の事業活動に適合する補完的な行動基準の制定に努めるものとする。なお、補完的行動基準の制定・改廃にあたっては、事前にコマツ本社（窓口：コンプライアンス室）と十分な協議を行うものとする。

第2部 社員が守るべきルール

第2部には、コマツグループの全ての社員等が、個人としてビジネス社会のルールを守るために、すべきことと、してはいけないことが具体的に記載されています。社員の皆さんは、第2部をよく読み、「コマツの行動基準」に沿って日常業務を行うよう心がけてください。

1. 誠実で適正な業務遂行

全ての社員等は、ビジネス社会のルールを遵守し、業務を適法に、そして誠実かつ適正に遂行しなければなりません。

不誠実で適正を欠いた行動は、職場の士気を損ない、生産性を低下させるばかりでなく、商談やお客さまを失ったり、マーケットシェアの低下、訴訟、制裁金、有罪判決といった深刻な事態にもつながるおそれがあります。

特に問題となるのは以下のようなものです。

(1) 不正行為（会社資産を損なう行為）

事例： ある同僚は、私的な用事のため、会社の出張日程を延長することがあるようで、追加の費用（追加の宿泊費、交通費など）を会社に請求していると、彼が誰かに話しているのを立ち聞きしました。追加の費用の請求は問題ではないでしょうか？

会社の資産は、資金、設備、備品、知的財産権、および情報を含めて、全て会社の適正な業務遂行の目的にのみ使用されるべきであり、社員は紛失、漏洩、盗難、不正利用等の会社の資産を損なう不正行為を行ってはなりません。

全ての社員等は一人ひとりが、不正行為を発見し、あるいは防止する役割を担っています。ですから、皆さんはそれぞれの職責に応じて、起こりうる不正行為のパターンを良く知り、社員のみならず取引先等の第三者の行動の中にもその兆候が見られないか、目を配らなければなりません。

不正行為には、窃盗、横領、不正流用など様々なものがありますが、以下のようなものも含まれます。

- 会社の手形・小切手をはじめ、有価証券を偽造、改ざんすること
- 会社の現金、有価証券、資材、その他資産を、個人的な目的のために流用すること
- 会社の取引を許可なく処理し、あるいは許可なく開示すること
- 会社の帳簿、財務諸表等を、目的の如何を問わず、偽装、改ざん、操作し、あるいは滅失させること（行政官庁や内部監査による調査・手続を妨害・誘導するために、またはそれを予期して行われるものを含む）

上記のリストは、あくまでも代表的な不正行為のパターンを示したものであり、これと異なるパターン不正行為も存在しますので留意してください。

全ての社員等は、正直かつ真摯に業務に取り組むという大原則から逸脱してはならず、個人的利益や報酬などを得るための、反倫理的な仕組みや企てには一切関与してはなりません。

(2) お客さま・サプライヤー・代理店等との癒着

事例： 同僚は、いつも決まったサプライヤーだけから仕入れを行っていますが、他のサプライヤーの価格に比べてずっと高いと思われます。同僚が、そのサプライヤーから金品を受け取っているという噂があります。問題ないでしょうか？

全てのサプライヤー（協力企業も含む。以下同じ）やお客さまなどの取引先との間で、業務遂行に関連した見返りとして、賄賂、キックバックその他価値をもつあらゆるものを直接・間接を問わずやりとりしてはなりません。ビジネス上の儀礼のためのもの、たとえば贈答品、接待、寄付等であっても、不正を疑われるような状況の下で、またはその他法が禁止する場合には、一切やりとりしてはなりません。

（公務員に対する贈賄に関しては、この行動基準の第2部第4章を参照してください。）

(3) 贈り物

事例： サプライヤーの営業担当者が、あなたにスポーツ観戦チケット2枚を進呈すると言っています（なんと特等席です!）。あなたは、このサプライヤーとの取引についての決定権限を持っているコマツの購買担当者に対して直接の影響力を持っているわけではありませんが、どうもこのチケットをもらうと、サプライヤーの営業担当者は何らかの見返りを期待するだろうという気配がします。このチケットは受け取ってもよいでしょうか？

競合他社、サプライヤー、お客さま、請負業者などからの贈り物は、それを受け取ることによって、彼らとの取引業務を適正に遂行する妨げとなるのであれば、直接であっても間接的であっても、また全ての社員等はもちろん、その家族等（配偶者、同居のパートナー、両親、子供、兄弟、祖父母、孫、その他の近親者など。以下同じ）であっても、受け取ってはなりません。

(4) 政治献金

事例： 政党Xが、マイニング市場の活性化を公約しています。あなたの部署の予算が多少余っていますし、この政党を応援すれば会社のためになるかもしれません。会社の名義で寄付を行ってもよいでしょうか？

違法か否かに関わらず、コマツ本社による正式な承認・決定がない限り、会社の資金やその他の資産は、政党への寄付をはじめ、いかなる政治的目的にも使用してはなりません。

なお、政治資金に関する各種の法令に照らして、合法とされる範囲での、公職候補者や議員との会合や、工場見学などはこの限りではありません。

(5) 文書・記録の保存

事 例： 書庫のキャビネットの引出しを開けたところ、20年前の設計図面が出てきました。あなたは、この引出しのスペースを使う必要があるのですが、出てきた図面を廃棄してもよいでしょうか？

会社の文書・記録類は、コマツグループ各社の文書保存規則、および関係法令等に従って保存しなければなりません。また、訴訟や官庁による調査の対象となっている文書等は、文書保存規則では廃棄が可能であっても、法務部門から別途許可が出るまでは、廃棄せず保管しなければなりません。これは紙媒体の文書・記録だけでなく、電子メールやコンピュータ上のファイルのような電子データについても同様です。廃棄可能かどうか判断に迷った場合には、法務部門に確認してください。

2. 利益相反

事 例： 私は、総務部門が会社オフィスの清掃を委託する業者を切り替える予定であることを知りました。私の叔父が代表を務めている会社がオフィスの清掃を手がけているので、総務部門に推薦しようと思いますが、問題ないでしょうか？

全ての社員等は、会社と競合する事業に関わったり、会社の利益を犠牲にして自分自身や第三者の利益を図ってはなりません（以下「利益相反」という）。利益相反は、様々な場面で起こる可能性があります。たとえ見かけ上だけのものであったとしても、避けるよう努めなければなりません。

以下は、利益相反が起こりやすい典型的な状況です。このような場合を含め、利益相反の懸念がある場合には、法務部門に相談するか社内規則に従って、事前に報告して承認を受けなければなりません。

- 直接・間接を問わず、競合他社、代理店、サプライヤー、お客さま、請負業者等の株式や持分を保有すること（株式を公開している会社の1%未満の株式を保有する場合を除く）
- 直接・間接を問わず、お客さま、代理店、サプライヤー、競合他社との間で、雇用関係に入ったり、役員に就任したり、コンサルタント業務を行うこと
- いかなる事業分野であれ、コマツグループの事業と競合するような事業活動を行うこと
- 会社における自分の業務に必要な時間と労力を割くことができなくなるような、社外での活動に従事すること（他の事業団体、公益団体、慈善団体等への関与を含む）
- コマツグループで働く自分の家族等について、その上司となったり、その人事評価・報酬・福利厚生等に影響を与える立場となること
- コマツグループで働く自分の家族等に対する、給与や各種手当などの支払業務を自ら担当したり、監督すること
- 会社の社員、役員あるいはその家族等に対して、会社が融資を行ったり保証人となること
- 業務遂行の過程で知り、あるいは自ら編み出した、コマツグループのビジネス・チャンス（潜在的なものも含む）を、自分自身や第三者のために利用すること
- 会社に対して何らかの販売を行い、あるいは会社から何らかの購入を行うこと（ミニチュア等のノベルティグッズの購入は該当しません）
- 会社の資産（資金、施設、設備、資材、ノウハウ、人員を含む）を、自分自身や第三者の事業のために使用すること

利益相反かどうかを判定する場合、自分の家族等について起きる状況は、自分自身に起きる状況であると考えする必要があります。

利益相反の有無は、いつも明確に判定できるとは限りません。少しでも利益相反のおそれがあると感じたときには、直属の上司、法務部門または人事総務部門に相談しなければなりません。

3. 独占禁止法の遵守と公正な競争

(1) 独占禁止法の遵守

事例： 展示会で競合他社の営業担当者数人と昼食をともにしていたら、最近高騰する一方の鋼材価格についての話題に移りました。出席者は皆、鋼材価格の高騰を吸収するため、将来的には自社製品の価格を引き上げる必要があるとの認識で一致しました。このまま、議論の輪に加わっていてもよいでしょうか。それとも部屋を立ち去るべきでしょうか。あるいは、何らかの形でメモに残しておくべきでしょうか？

第1部第2章(1)に記載のとおり、全ての社員等は、全世界の独占禁止法や競争法を遵守しなければなりません。これらの法令は、自由な競争を保護し、公正な競争環境の実現を促進するものです。競合他社と相談して価格を決めたり、市場における競争の性質、範囲、または手段について合意しようと計画を立てたり実行したりすることは、会社の規則に反するものであり、独占禁止法に違反します。独占禁止法により、取引の拒絶、製品・地域・市場の割り当て、および製品の生産・販売の制限に関して合意することが禁止されることもあります。違法または倫理に反する手段を使って、競合他社の機密情報を入手したり、競争上の優位性を獲得することは禁止されています。全ての社員等は、業界団体の会合に出席する際は、その会合が合法的な事業活動であることを確認したうえで、競合他社と交流するにあたって、独占禁止法や競争法、社内規則に確実に従うよう十分に注意を払わなければなりません。

独占禁止法の執行は積極的に行われており、とりわけ、競合他社とのコミュニケーションは、直接的であれ間接的であれ、独占禁止法により制限されています。独占禁止法や競争法を遵守しないと、禁固刑を含む重い刑事罰や、多額の制裁金を科されます。全ての社員等は、違反につながるおそれがある行動には一切加わってはなりません。これらの法令は複雑ですので、いかなる行動であれ、独占禁止法違反の問題が生じる懸念があれば、前もってコマツグループ各社の法務部門に相談しなくてはなりません。競合他社と交流する場合は、必ず各社の法務部門に助言を求めなければなりません。また、独占禁止法遵守に関する各社の規則を確認し、遵守する必要があります。

とりわけ、以下の点には留意が必要です。

a. 競合他社との関係

いかなる形であれ、価格や販売条件、生産、価格変動、お客さまや地域の割り当てについて、競合他社と合意したり、協調したり、協定を交わしたりすることは、重大な違法行為であり、刑事訴追されるおそれがあります。したがって、競合他社とこのような行動について話することは、厳禁です。

いかなる会合であれ、価格や禁止事項に関して、何らかの定めをしたり、協動的な

行動を行うようなことが議論された場合には、直ちにその場から立ち去らなければなりません。また、そのような会合があった場合には、直ちに所属する会社の法務部門に報告しなければなりません。展示会であれ、専門家組織の会合であれ、いかなる機会であれ競合他社と接触する場合には、そのようにしてください。

b. 代理店・お客さまとの関係

代理店やお客さまに、一定の価格で製品の再販売を求めることは、再販売価格維持、または価格の垂直的制限とって禁止されます。

独占禁止法上の問題が生じる可能性がある例

独占的取引	独占代理店契約
抱き合わせ販売	代理店がある製品を買う場合に、他の製品も買わせる
テリトリー制限	代理店が製品を販売できるテリトリーを制限する
差別的対価	競合関係にある代理店に同一製品を異なる価格で販売する

一般的に、上述のような例は、個々の状況における個別の事実関係や条件によって独占禁止法上の問題を生じる場合もあれば生じない場合もあります。したがって、それぞれの会社の法務部門の審査と各事業部門の責任者の承認を経たうえでなければ、これらの行為は行ってはなりません。

また、代理店同士は、競合関係に立つこともあるので、代理店会議などの場において、仮に、代理店間においてテリトリー制限や販売価格制限などの取り決めが話題となった場合には、コマツグループがその一員となったり、仲介役となったりしないよう、社員等は即刻退席し、法務部門に相談しその記録を残さなければなりません。

(2) 知的財産権の尊重

事 例： 社内の研修用に資料を作成しています。市販されている書籍を参考にしていたところ、とても分かりやすい解説と図表があったため、それらをそのまま研修資料に使用しました。問題はないでしょうか？

第1部第2章(1)cに記載のとおり、全ての社員等は、他者の知的財産権を尊重しなければなりません。著作権で保護されたものを、著作権者の許可なくコピー、頒布、改変したり、ダウンロードしてはいけません。新製品の開発・製造・販売の際には、他者の知的財産権を侵害していないか、確認しなければなりません。

知的財産権の取り扱いが複雑ですので、必ず法務部門または知的財産部門に相談するようにしてください。

4. 腐敗防止

事例： 海外のある国の政府系企業の役員が、我が社の工場を見学に来ることになりました。遠路訪れてくれるので、会社の費用で名所観光に連れて行き、記念のお土産を贈ることにしましたが、問題ないでしょうか？

第1部 第2章 (2) に記載のとおり、コマツグループは、国内・海外を問わず、公務員との間の不透明な関係は回避しなくてはなりません。

(1) 公務員との関係

どのような状況であっても、公務員や公職の候補者に対して、事業上の不正な利益を得ることを目的として金銭の支払い、接待等、いかなる利益の供与もしてはなりません。ただし、このことは、社員が自分の支持する候補者や政党のために、個人として運動することを妨げるものではありません。政治献金を含め、個人としての政治活動については、個人の自発的な意思に委ねられています。

(2) 外国公務員への贈賄防止

全ての社員等は、外国公務員への贈賄防止に関してコマツグループに適用される各国の法令（米国の Foreign Corrupt Practices Act (FCPA)、日本の不正競争防止法などを含む）を遵守しなければなりません。これらの法令の下では、外国の公務員に対して、便宜を図ってもらうことを目的として、金銭その他の有価物を、直接・間接に供与することは犯罪となり、法人としての会社、子会社のほか、関連した役員、社員、エージェントなどが刑事責任を問われます。つまり、これらの法令は、仕事を得るために外国の公務員や政治家に対して、直接・間接に贈賄を行うことを、一切禁止しています。

コマツグループの製品の販売に関連して海外で代理店やエージェントを指名する際には、必ず事前に承認を受けなければなりません。代理店、エージェント、コンサルタント等に対して支払いを行う場合、その一部が、外国の公務員や公職の候補者に賄賂として使われると知っているか、あるいはそれを疑うべき理由がある場合、そのような支払いもしてはなりません。金額的に通常でない、あるいは不合理なコミッション等の支払い要請があった場合には、法務部門はじめ会社が指定する部署による検討を受けた後でなければ応じてはなりません。

提案されたとおりに支払いを行ったり、会社資金を用いたりすると、自国の法令では問題とならなくても他国では違法となる場合があります。エージェントや代理店からの要求に基づく金銭の支払いの場合によくあることです。コマツグループは、そのような法律を厳格に遵守しなければなりません。

また、米国の FCPA その他法令で定められた会計処理および帳票類保存に関する要件を満たすため、適正な会計方式に従って、取引内容を正確に記録しなければなりません。

世界には、マイニングやインフラ事業が国営になっている国々があります。それらの産業における役員や社員は公務員とみなされるため、彼らに対して事業上の不正な見返りを求めて金銭その他の有価物を提供してはなりません。

いずれにせよ、違法行為となるような活動は厳重に禁止します。違法かもしれないという懸念がある場合には、事前に法務部門に相談しなければなりません。

5. 輸出管理

事例： 海外の新規のお客さまから大量の建機の引き合いがありました。通常よりも利益率が高く、現金一括払いとの好条件だったので、即座に受注することにしましたが、問題はないでしょうか？

第1部 第2章 (3) に記載のとおり、コマツグループは、世界各地の貿易関係法令を遵守しなければなりません。とりわけ、コマツグループの商品および技術が、大量破壊兵器および通常兵器の開発・生産・使用・貯蔵、テロリズムの支援、その他世界平和に脅威を与える目的に利用されないよう、各国・地域の安全保障輸出管理関係法令はもちろん、グループ内の規則、方針を遵守しなければなりません。そのためは、新しくビジネス・パートナーとなるサプライヤー、サービス業者、エージェント、コンサルタント、代理店などや、新規のお客さまについて、十分な注意を払って調査・選定することが重要です。また、既存のお客さまとの取引についても、安全保障輸出管理の法令や規則、方針に反していないことを常に確認する必要があります。

全ての社員等は、上記をしっかりと理解したうえで、コマツグループのビジネス・パートナーやお客さまをよく知って、国際取引に関わる法令の遵守に必要な予防的措置を講じなければなりません。

6. 営業秘密・機密情報

事 例： 私は、コマツのダントツの技術を誇りに思っているのですが、公表されていない技術内容を友人に話してもよいでしょうか？

全ての社員等は、会社の営業秘密および機密情報（社外の第三者から預かっているものを含みます）を守秘しなければなりません。機密情報には、一般に公表されていない会社の情報が全て含まれます。その例としては、財務データ、売上高、新製品情報、製造方法、お客さまおよびサプライヤー情報、仕入れ価格・製造原価・販売価格、M&A に関する情報、設備投資計画、生産技術情報、図面、社員の個人情報などがあります。

営業秘密および機密情報は、社内規則に基づく場合、または法務部門が承認した守秘義務契約を書面により締結した場合を除いて、開示してはなりません。なお、開示する場合でも、開示の範囲は必要最小限としなければなりません。また、社内といえども、情報の開示は必要最小限としなければなりません。お客さまやサプライヤーの社員との会話やその他のやりとりをする際も、不用意に営業秘密や機密情報を漏らさないように注意しなければなりません。お客さまやサプライヤー、その他の人・企業の営業秘密および機密情報も守秘しなければなりません。

公的な機関や裁判所から、営業秘密または機密情報の開示もしくは提出要請があった場合は、社内の関係部門や法務部門と相談したうえで、適切に対応しなければなりません。

7. 電子コミュニケーションツール

事 例： 会社から支給された自分のコンピュータに、高価なグラフィックソフトがインストールされています。このグラフィックソフトで個人的に制作したいと思っているものがあったため、休日、私的に会社から支給されたコンピュータを使用しています。このような行為に問題はないでしょうか？

社員には、業務に使用する電子コミュニケーションツールとコンピュータシステムが提供される場合があります。これらのツールは、他の社員、お客さまおよびサプライヤー等との連絡、業務に関連する調査、有用なビジネス情報の入手など、主にビジネス関連の目的で提供されています。

会社のコンピュータおよび通信システムによって作成、送信、受信、または保存される全てのメッセージ、ファイル、ソフトウェアまたはその他の資料は、会社の財産であり、社員の私有財産ではありません。

電子メールやインターネットアクセスを含むコンピュータシステムの不正使用は、厳重に禁止されています。社員は、情報技術に関する社内規則を良く読み、遵守しなければなりません。

8. 雇用機会の平等・差別禁止

事例： 私の部下はとても優秀で、意欲的に仕事に取り組み、キャリアアップを目指しています。しかし、育児をしながらではこれまでと同様の仕事は期待できないと思うので、本人には確認していませんが、彼女には今までのような出張の多い仕事やチャレンジングなプロジェクトではなく、負荷の低い簡単な仕事や補助的な業務を与えようと思います。そのような業務変更に問題はないでしょうか？

第1部第3章(1)および第4章(1)bに記載のとおり、コマツグループは、社員と会社を取り巻くコミュニティの多様性を尊重します。全ての社員等は、国籍、人種、民族、肌の色、性別、性的指向、性自認、年齢、宗教、先祖、障がいの有無、婚姻の状態等を理由とした不当な差別をしてはなりません。

上記に違反する行為やその疑いに気づいた場合には、すぐに上司または人事総務部門に報告するか、またはコンプライアンス・ホットラインに通報しなければなりません。

9. ハラスメント

事例： 職場の異性に「最近綺麗になったね」と言われたことが気持ち悪いと感じ、上司にそのことを相談すると「褒められたんだからいいじゃない」と言われてしまいました。このような発言に問題はないでしょうか？

第1部第3章(1)および第4章(1)dに記載のとおり、コマツグループは、ハラスメントや不当な偏見がない職場環境を保証します。社員個人の国籍、人種、民族、肌の色、性別、性的指向、性自認、年齢、宗教、先祖、障がいの有無、婚姻の状態等や、職場における優越的な関係、妊娠・出産・育児または介護を理由としたハラスメントのない職場環境を整えます。

役員および全ての社員等は、上記の方針を確実に実行する責任があり、どんな些細なものであっても、コマツグループ社員に対するものか、他社社員、求職者等に対するものかを問わず、ハラスメントをしてはなりません。

コマツグループはハラスメントを防ぐため、問題がある場合には速やかに対応をとります。したがって、誰に対するものであれ、ハラスメントの可能性のあるものは早めに報告してください。自分自身がハラスメントを受けている、または他の社員がハラスメントを受けていることを知った社員は、すぐに上司か人事総務部門に報告するか、またはコンプライアンス・ホットラインに通報しなければなりません。

10. 社員のプライバシー

事 例： 部下が病気療養のため、しばらく休職することになり、本人の許可なく病名を所属部署全員に伝えました。このような行為に問題はないでしょうか？

第1部 第4章(1) aに記載のとおり、コマツグループは、社員のプライバシーを尊重します。社員の個人情報は、会社の事業のため、および社員のためにのみ使用されます。コマツグループは、個人情報の保護に関する各国の法令を遵守します。

全ての社員等は、社員のプライバシー保護に関する規則に従わなければなりません。業務に関して知った他の社員の個人情報を、許可無く開示または使用してはなりません。個人情報の例外的な開示、または使用は、人事総務部門の事前の承認があるときのみ認められます。

11. 安全と健康

事 例： 私が作業に使っている金属加工機械には、人の進入を検知して機械を止める安全装置がついていますが、センサーが敏感すぎて、時々想定外に停止します。このままだと作業効率が悪くなるので安全装置を解除したいのですが、よいでしょうか？

第1部 第4章(2)に記載のとおり、コマツグループは社員、請負業者、周辺地域社会に対して、安全で健康的な、怪我の発生しない職場を保証します。会社の設備を用いた作業を計画し実施する際には、安全と健康を最優先で考慮しなければなりません。

コマツグループの設備は、適用される全ての基準を満たしていなければならず、また全ての社員にとって安全で健康的な労働環境を提供するものでなければなりません。危険な労働環境を発見した場合には、ただちに施設管理者もしくは安全担当部門に報告をしなければなりません。

全ての社員等は、第1部 第4章(2)の「安全衛生方針」に基づき、行動してください。

12. 製品の安全性と信頼性

事例： お客さまから納車直後に初期不良のクレームがありました。小さな部品に亀裂が入っていましたが、幸い簡単な溶接で修理できたので、お客さまには納得していただきました。迅速に対応でき、それ以上の問題は起きていないので、上司には特に報告はしていませんが、このような対応で問題ないでしょうか？

コマツグループは、設計仕様に基づいた使い方において、可能な限り安全で信頼性のある製品やサービスを提供することを方針としています。これを確実に実践するため、全ての社員等は以下の点に尽力しなければなりません。

- 国際規格や各国の法規制を遵守した製品やサービスを提供すること
- お客さまへ危害を与えない安全で安心できる製品やサービスを提供すること
- お客さまが万一事故に遭遇した場合でも、最小限の被害となる製品を提供すること
- お客さまの情報に耳を傾け、危険予知活動を続け、万一製品やサービスに欠陥が生じた場合は迅速な処置と情報公開に努めること
- 製品安全性を重視する企業風土を醸成するために、安全マネジメントシステムや安全技術の標準化と継続的改善に努めること

13. 環境

事例： グループの環境監査で、当社の販売代理店の修理工場に設置していた油水分離槽や浄化槽の処理能力が、昨今の気候変動によって時折起こるようになった大雨に対応しきれなくなってきていることがわかりました。しかし代理店は、これまで油水が流出したことがないので現状のままとしたいと言っています。このような対応で問題ないでしょうか？

第1部 第5章に記載のとおり、コマツグループは環境の保護、資源の保全および人間の健康を守ることの重要性を認識しています。全ての社員等は一人ひとり、コマツグループが環境に配慮するために行う以下の活動に協力しなければなりません。

- 事業を行う国において適用される全ての環境法令を遵守する。
- 大気・水環境の汚染防止、廃棄物発生最小化、資源リサイクルの促進、再生不能資源の効率的な使用、温室効果ガスの削減、生物多様性の保全を推進するために、継続的に事業活動を改善する。
- 戦略企画を含む全ての事業活動の計画と実施にあたっては、環境に配慮する。
- 事業活動が環境に関する法令や会社のルールに従っているか否かを評価するために環境監査を実施する。
- 環境への影響を最小限にする生産工程（プロセス）を使用する。
- 環境法令違反の疑いのあるときは、直ちに直属の上司、環境管理部門に報告するか、またはコンプライアンス・ホットラインに通報する。

管理職は、環境、健康および安全に関する規制・基準を認識し、気が付いた問題について上位の管理職に報告する義務を負っています。

政府機関から環境法令または許認可の違反についての指摘があった場合には、速やかに環境管理部門に報告しなければなりません。

14. 情報開示

事 例： あるソーシャル・メディアに、会社の間違っただ情報が記載されているのを見つけました。私は社員として正しい情報を書き込んで訂正しようと思いますが、よいでしょうか？

第1部 第6章(1)に記載のとおり、コマツグループは、会社の財務情報および重要な情報はそれらの開示について定められた方法によってのみ公表するものとし、アナリストの予測にはコメントしません。例外は、コマツの社長、CFO またはその都度正式に指定された役員による承認がある場合に限り認められます。

意図せずに会社に関する重要な未公表情報を開示してしまった場合には、その情報を正式に公表するかどうかを決めるために、直ちにコマツ本社のコーポレートコミュニケーション部に連絡しなければなりません。

メディアとの接触は、開示・コミュニケーションに関する社内規則に従ってのみ行われます。全ての社員等は、会社の重要な未公表情報について外部の者から質問をされても回答してはなりません。「重要」な情報とは、会社に関して入手可能な情報を総合的に勘案して、一般的な投資家が、投資判断を行うにあたって重要な情報だと考える情報です。コマツグループ各社のトップは、業界新聞や業界向けまたはお客さま向けのその他のメディアに対して、「重要」な情報以外の情報を伝える社員を特定しなければなりません。

会社情報を個人のソーシャル・メディアに掲載してはなりません。また、ソーシャル・メディアでの情報の発信が、コマツグループによるものまたはコマツグループの承認に基づくものであるかのような印象を与えて、コマツグループの信用を傷つけるようなことをしてはなりません。そのような情報の発信には、人種、性別、性自認、信条、宗教、出身国、政治問題などについて論争を引き起こすような話題を含みます。

疑問がある場合には、所属部門の広報部門または人事総務部門を通じて、コマツ本社のコーポレートコミュニケーション部に問い合わせなければなりません。

15. 内部統制システム

事 例： 職場の同僚が、決められたルールをスキップして仕事をしています。同僚に注意をしたら、「ルールが今の実態に合っていないが、ルールを変えるのは大変だからこれでよい」と言います。このままにしてよいでしょうか？

第1部第7章(1)に記載のとおり、コマツグループは、関係法令に基づき、内部統制システムを構築する義務を負っています。

(1) 内部統制システムの実践・遵守

全ての社員等は一人ひとり、その職責に関連する内部統制を実践・遵守し、内部統制上の欠陥や不正を発見した場合には、報告しなければなりません。

(2) 社内外の監査への協力

全ての社員等は、会社の監査に携わる外部の公認会計監査人や、監査・調査に携わるコマツグループの社員に対して、不正に影響力を行使したり、圧力を掛けたり、情報を操作したり、誤解させるような行為を、一切してはなりません。社内外の監査人が実施する監査・調査については、全ての社員等が協力しなければなりません。

16. 適正な財務報告

事 例： 四半期の最終週に完成予定だった建屋工事が、翌週に延びそうだと工事会社から連絡がありました。予算は今期に計上しており、翌期には持ち越せません。請求書は今月末の日付にして先に送って欲しいと工事会社へ依頼してもよいでしょうか？

第1部第6章(2)に記載のとおり、コマツグループは事業取引や資産の処分に関して、会社の実態を適正に反映した正確で詳細な帳簿・記録を残し、これに基づいて投資家、行政官庁、株主等に対して、適正な財務報告を行う義務を負っています。また関係法令に基づき、会計に関する内部統制システムを構築する義務も負っています。

取引の金額、目的等に関する事実と異なる、あるいは誤解を招く処理、その他偽装、記載の省略等は許されません。正確な記録を要求される帳票類には、伝票、請求書、インボイス、財務データ、経費明細報告、船荷証券、行政当局への報告書類、業績報告書類、契約書（エージェント、コンサルタントその他第三者との契約）などが含まれます。

会社の帳簿・記録は、その事業を評価、運営、報告するための基礎となるものであり、そのため全ての社員等は、以下を守らなければなりません。

- 取引や資産の処分を反映した完全かつ正確な帳票・記録を残すこと
- コマツの CFO が承認した、会計、報告、統制に関する全ての社内手続きを遵守すること

- 取引上の権利・義務が会社に発生する場合や、会社の財務情報を公表する場合は、社内
で必要な事前承認を書面で取得し、保存すること
- コンピュータ上のデータも含め、帳票・記録を安全に保管すること
- 会社の監査部門、その他権限ある社員に対して、正確かつ完全な情報を根拠書類とともに
提供すること

17. インサイダー取引の禁止

事 例： あなたは、この四半期の会社の業績がとても良くなることを知りましたが、その情報はまだ公表されていません。あなたは、この情報が公表される前に会社の株式を購入してもよいでしょうか？

全ての社員等は、「重要な未公表情報」に基づく当該会社の証券の取引またはその疑いのある取引を行ってはなりません。重要な未公表情報とは、会社に関する未公表の情報で、一般的な投資家が投資判断を行う際に重要なものだと考える情報です。例えば、会社の業績またはその予測、重要契約の締結または解除・終了、M&A の可能性、および事業戦略の大きな変更等の重要な意思決定、などが含まれます。会社が公表していない重要な未公表情報を故意に開示することは、法令によって禁止されています。

コマツグループの会社であれ他の会社であれ、もしその会社の重要な未公表情報に触れた場合、その情報が、法令に従って正式に公表されるまで、その会社の証券を売買してはなりません。これは、株式、債券など全ての証券に適用されます。

上記を遵守するために、全ての社員等は、

- 重要な未公表情報を自己または他人の利益を得るために使ってはなりません。
- 重要な未公表情報は、それを知る必要がない人には伝えてはなりません。

疑問がある場合には法務部門または経営管理部門に問い合わせなければなりません。

附 則

A. 罰則

ビジネス社会のルールの違反、違反の隠蔽、事実の改ざん、偽装、ねつ造等については、しかなるべき規則・労働協約・契約等に基づき懲戒処分の対象とします。当該懲戒処分には、雇用契約の終了も含まれます。また、この行動基準への違反が法令違反にもあたる場合、コマツグループは必要に応じ、司法・行政当局にも通告・告発することがあります。

B. コンプライアンス・ホットライン

コマツ本社は、勤務地に関わらずグループ内の全社員からの通報を受け付けるグローバル・コンプライアンス・ホットラインを運営しています。

グローバル・コンプライアンス・ホットラインの窓口

電話：	03-3582-2506
Fax:	03-5561-1837
E-mail:	comp_hot@global.komatsu

上記に加え、コマツグループ各社は、各地域の全ての社員等がそれぞれの母国語で相談、通報が行えるよう、地域毎にコンプライアンス・ホットラインを設置、運営し、ビジネス社会のルールの違反やそのおそれに関する相談、通報を適切に取り扱うものとします。

グローバル・コンプライアンス・ホットラインに対して行われた通報については、通報元の地域を担当するコンプライアンス・ホットラインに回付され、事実関係の調査およびビジネス社会のルールの適用については各地域のコンプライアンス・ホットラインによって行われます。この場合、グローバル・コンプライアンス・ホットラインは各地域のコンプライアンス・ホットラインによる案件処理の状況をモニターし、適正手続きが維持されるよう監督します。

グローバル・コンプライアンス・ホットラインも各地域のコンプライアンス・ホットラインも、通報者からの情報について、その秘密の保持に努めますが、法令上の要請により、あるいは会社の改善のため、秘密を完全に守ることができない場合もあります。しかし、いかなる場合であっても、ビジネス社会のルールの遵守に関して善意で通報・相談を行った者や、会社による調査の過程で、善意で情報提供を行った者に対する報復は、決して許されません。個人による報復は、この行動基準の違反となります。たとえ通報が悪意によって行われたと信じていたとしても、個人による報復は行ってはなりません。不当な報復を受けていると信じる社員は、上記のいずれかのコンプライアンス・ホットラインに通報を行ってください。

C. 誓約書

コマツグループの全ての社員等は、それぞれの会社の代表者に対し、別途定める書式に従い、それぞれの職責に応じてこの行動基準を遵守するとともに、常にコンプライアンス5原則に従って行動する旨を誓約するものとします。

コマツグループ各社の経営責任者は、この行動基準を十分に理解したうえで、行動基準を遵守した事業運営を行う旨を、別途定める書式に従い、コマツの社長またはコマツが指定する地域統括現地法人の代表者等に対して署名・誓約するものとします。

D. 改訂

この行動基準は定期的に見直され、コマツのコンプライアンス委員会の承認により改訂されます。改訂された新しい行動基準は、紙、または電子媒体でコマツグループの全ての社員等に配布されます。

E. 労働協約等との関係

この行動基準のいかなる条項も、コマツグループ各社が労働組合との間に交わしている協約と対立する意図を持つものではなく、もし矛盾が生じた場合には、労働組合との協約が優先するものとします。また、この行動基準のいかなる条項も、各組合との間で締結した労働協約を改訂する意図を持つものではありません。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

1998年	1月1日	初版発行
1999年	1月1日	第2版発行
2000年	6月1日	第3版発行
2001年	10月1日	第4版発行
2003年	2月1日	第5版発行
2004年	12月1日	第6版発行
2007年	1月15日	第7版発行
2008年	10月1日	第7版 第2刷発行
2011年	4月1日	第8版発行
2014年	4月1日	第9版発行
2017年	10月1日	第10版発行
2021年	4月1日	第11版発行

発行： コマツ コンプライアンス室

